

次のとおり公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、公告します。

令和3年11月24日

奈良県食と農の振興部長



## 第1 公募型プロポーザル方式に付する事項

### 1 業務名

市場統合管理システム検討業務委託

### 2 業務の目的

市場全体の状況を把握し市場を効率的に運用していくため、開設者(奈良県)が管理する統計、施設管理、入退場管理等のシステムと市場関係業者が管理する商品管理、物流、資金決済等のシステムを一括した「市場統合管理システム」の導入を予定しています。

本業務は、他市場において稼働しているシステム事例を収集分析し、本県で導入する市場統合管理システムの骨格を検討するものです。

### 3 業務の内容

- (1) 先行事例の収集・分析
- (2) 市場統合管理システムの骨格検討
- (3) 市場統合管理システムの概算所要額算定
- (4) 市場統合管理システムにかかる説明用資料の作成

### 4 委託限度額

2,860,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

### 5 業務の仕様等

市場統合管理システム検討業務委託企画提案仕様書の示すところによるものとします。

### 6 委託業務実施期間

契約締結の日から令和4年3月25日(金)まで

## 第2 提案者の参加資格

この提案に参加できる者は単独法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によること

とされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- 4 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 6 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 7 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 8 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- 9 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- 10 上記8及び9に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 11 物品購入等に係る競争入札参加等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2（電算業務）またはQ4（検査・分析・調査業務）に登録している者であること。
- 12 公告日から過去10年以内に、卸売市場業務にかかるシステムの開発または同システム開発検討業務の受託実績がある者であること。

### 第3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- 1 第2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- 2 複数の提案書等を提出したとき。
- 3 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に適合せず、その補正に応じないとき。
- 4 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

- 5 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- 6 提案書の見積額が、第1の4の委託限度額を超えるとき。
- 7 その他不正な行為があったとき。

#### 第4 参加手続等

##### 1 担当部局

奈良県食と農の振興部中央卸売市場再整備推進室建設推進係

住 所 〒639-1123 大和郡山市筒井町957-1（奈良県中央卸売市場内）

TEL 0743-56-7004

FAX 0743-85-7157

##### 2 実施要領及び仕様書の配布

1の担当部局又は「奈良県中央卸売市場再整備推進室ホームページ」から入手するものとします。

ただし、担当部局による配布は、12月6日（月）（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで）までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除きます。

##### 3 説明会

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行いません。

##### 4 仕様書等に関する質問

2の実施要領に示すところによるものとします。

##### 5 企画提案参加表明書の提出

2の実施要領に示すところによるものとします。

##### 6 企画提案書等の提出

2の実施要領に示すところによるものとします。

#### 第5 業務委託者の選定方法

第4の2の実施要領に示すところにより、提案者を公募し提案者に企画提案参加表明書、企画提案書等の提出を求め、書面審査により最も高い評価を得た者を受託者として特定します。

#### 第6 契約の締結

第5により特定された者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調の時は、第5により順位づけられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

#### 第7 契約の不締結

受託者の特定後、契約締結までの間に、受託者として特定された者について、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- 1 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業

所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- 2 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 5 2に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 7 この契約に係る下請契約等に当たって、1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 第8 契約の解除

契約の締結後、受託者について第7の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、受託者は損害賠償金を納付しなければならないものとします。

## 第9 その他

- 1 契約書の作成を要します。
- 2 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- 3 契約保証金については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによるものとします。
- 4 この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- 5 提出された提案書は返却しません。
- 6 新たに入札参加資格を得ようとする者は、参加表明書の提出期限までに資格者の登録手続きを行っていることを条件とします。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）  
電話0742-27-8908

- 7 その他、詳細は第4の2の企画提案実施要領及び仕様書に示すところによります。
- 8 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づく感染拡大防止の取組みによって、仕様の一部を受注者と協議のうえ変更することがあります。